

生活支援サービス契約書

株式会社リビングプラットフォーム(以下「甲」という)と入居者(以下「乙」という)とは、賃貸借の目的である建物「ライブラリ大森東五丁目(東京都大田区大森東五丁目 10 番 3 号)」(以下「対象物件」という)における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条(契約の目的)

甲は、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できるよう、乙に対し、サービス付き高齢者向け住宅における第2条のサービス(以下「サービス」という)を提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条(生活支援サービスの内容)

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容は下記の通りとし、その詳細は、生活支援サービス重要事項説明書(以下「重要事項説明書」という)に記載します。

<基本サービス(必ず提供するサービス)>

1. 状況把握・安否確認、生活相談、緊急時対応

<選択サービス>

1. 食事提供サービス(別途契約)
2. 入浴・清拭・特浴介助サービス
3. 通院介助・外出介助サービス
4. 買物代行・役所手続き代行サービス
5. 入院中の洗濯物交換・買物

第3条(サービス提供の記録)

- 1 甲は、乙の希望により提供する選択サービスについては、毎月末日にその月の提供実績を集計し、翌月 15 日までに、乙に対し書面により提示することとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、第2項の諸記録の閲覧を希望する場合は、甲に対してその旨を要請し、甲は要請があった場合は、諸記録を開示するものとします。

第4条(サービス料金等)

- 1 <基本サービス(必ず提供するサービス)>の料金は、月額金33,000円(税込)とし、1か月に満たない期間のサービス料金については、1か月を30日として日割計算した額とします。
- 2 <選択サービス>の料金については、重要事項説明書に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった

場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条(サービス料金の支払)

- 1 甲は第4条に定める料金について、以下の方法で利用料を計算し、毎月15日までに乙に対し料金を明細を付して請求し、毎月26日に乙の銀行口座から自動引き落としとします。

| サービス内容 | 支払・精算方法 |
|----------------------|--|
| 基本サービス(必ず提供するサービス) | |
| 状況把握・安否確認、生活相談、緊急時対応 | 翌月分をご請求いたします。月途中で退去があった場合は、退去月の月末をもって1ヶ月を30日とする日割り計算にて精算し、退去月の翌月末までに返金いたします。 |
| 選択サービス | |
| 食事提供サービス | (※)をご参照下さい。 |
| 入浴・清拭・特浴介助サービス | サービス提供月の月末をもって実績を計算し前月分をご請求いたします。 |
| 通院介助・外出介助サービス | |
| 買物代行・役所手続き代行サービス | |
| 入院中の洗濯物交換・買物 | |

(※)食費は、サービス提供月の前月末日までに一括してお支払いいただき、キャンセル分についてはサービス提供月の末日をもって精算し、前月分を返金いたします。

- 2 身元引受人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。

第7条(有効期間)

本契約の有効期間は、対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という)の期間と同一とし、事由の如何を問わず原契約が終了した場合は、本契約も賃貸借契約終了日と同日に、当然に終了するものとします。

第8条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙の行動が他の入居者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を2か月以上滞納した場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間をおいて文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。
- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び東京都個人情報の保護に関する条例(平成2年東京都条例第113号)を遵守します。

第11条(緊急時の対応等)

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条(賠償責任)

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条(相談・苦情対応)

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、対象物件の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その1通を保有するも

のとします。

年 月 日

甲 (登録事業者)

<住所> 北海道札幌市中央区南二条西二十丁目 291 番地

<氏名> 株式会社リビングプラットフォーム

代表取締役 金子洋文

印

乙 (入居者)

<住所>

<氏名>

印

(身元引受人)

<住所>

<氏名>

印